

ご利用の手引き

資金名	経営安定資金（経営円滑化貸付－原油価格高騰） 【要件緩和後】		
目的	原油価格の高騰により、経営の安定に支障が生じている中小企業者等の資金需要に応えるため、必要とする資金を融資する。		
融資対象者	県内で1年以上同一事業を営む中小企業者等で次の①から③の全てに該当する者 ① 製品の製造若しくは加工又は役務の提供（以下「製品等」という。）に係る売上原価のうち、原油又は石油製品（以下「原油等」という。）の仕入価格が20%以上を占めること ② 原油価格の上昇により、最近1か月間の製品等に係る原油等の平均仕入単価が、前年同期の平均仕入単価に比べ20%以上上昇していること ③ 物の販売又は役務の提供の価格（加工賃を含む。）の引上げが著しく困難であるため、最近3か月間の平均売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合が、前年同期の平均売上高に占める原油等の平均仕入れ価格の割合を上回っていること <u>（令和4年4月1日から当面の間、「最近1か月間」での算定も可能とする）</u>		
資金使途	運転資金		
融資条件	利率	年0.80%	信用保証 原則として保証を付ける
	限度額	1企業・1組合 1億円	保証人 保証協会又は金融機関の定めるところによる（第三者保証人不要）
	期間	10年以内（うち据置2年以内）	担保
	申込先	取扱金融機関、信用保証協会、商工会議所・商工会	
申込書類	（信用保証が必要な場合） ① 信用保証委託申込書（様式第1号） 1部（1部コピーして保管してください） （信用保証が不要な場合） ① 兵庫県中小企業融資申込書（様式第2号）（P.96） 1部（1部コピーして保管してください）		
添付書類	② 中小企業信用保険法第2条第5項第5号（ロ）の規定による認定書 【特定業種の者が市町長の認定を受ける場合】（その他のポイント①） 1部 ③ 兵庫県経営円滑化貸付対象企業確認書（様式第14号）（P.110） 【金融機関で確認を受ける場合】（その他のポイント②） 1部 ④ 印鑑証明書（保証協会又は金融機関の定めるところによる。） 1部		
融資フロー			
その他のポイント	① 融資対象者の認定の場合 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定（経済産業大臣が指定する業種）により指定された業種の者が、保証の別枠（無担保・無保証人の保証を含む。）を利用する場合は、市町長の認定が必要です。（各市町の商工主管課で取り扱っています。） ② 融資対象者の確認の場合（様式第14号） 上記①以外の場合は、融資申込を受けた取扱金融機関の確認が必要です。		